

## 第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）

### 国際税務にかかる対応支援業務委託 仕様書

#### 1 件名

第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）国際税務にかかる対応支援業務委託

#### 2 業務の目的

2026年に開催する第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）（以下「本大会」という。）では、開催準備段階から大会終了まで、本大会主催者であるアジア・オリンピック評議会（以下「OCA」という。）や国際競技団体の他、大会スポンサーなど、多くの関係者が多様な経済活動を行うため、これに伴い、日本国内で多種多様な税金が発生することが予期される。

これらについては、「第20回アジア競技大会2026のための開催都市契約書」及び「アジア・オリンピック評議会（OCA）憲章及び規則」（以下、「開催都市契約等」という。）において、OCA、OCAの子会社に課された税金は公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）において負担することや、マーケティングプログラムから生じる収入について非課税となるよう手配することが記載されている。

本契約では、開催都市契約等に基づき組織委員会が負担することとなる税金の負担軽減に向けた対策や非課税の対応を求められている税金についての各種対応について、専門的知見に基づき、各課題を洗い出し、助言・支援等を実施するとともに、来年度以降の国際税務に関する対応スケジュールを作成することを目的とする。

#### 3 当事者

本仕様書では、公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会を「甲」、本業務の受託事業者を「乙」とする。

#### 4 業務内容

大会準備を通じて解決していく必要がある外国法人の国内外取引に係る税務の課題について、甲に対し助言及び支援を行うこと。

##### 【想定事項】

- ・外国法人の国内外取引にかかる税対応への助言
- ・国への特例措置の要望、税務相談支援

- ・OCAなど大会関係者へのヒアリング支援
- ・契約期間中5回（1回あたり2時間）を目安とした対面打ち合わせ
- ・上記、助言・支援業務及び打ち合わせにかかる資料作成
- ・大会業務完了までの国際税務に関する税対応スケジュールの作成
- ・その他、電話・Eメールによる相談対応

なお、業務の実施にあたっては、開催都市契約等及びその他関連文献を熟読の上、業務を実施すること。

## 5 成果物の納品等

4で示した助言及び支援業務を通して、今後の国際税務に係る課題を洗い出し、報告書として取りまとめるとともに来年度以降の国際税務に関する税対応スケジュールを作成すること

### (1) 成果物

- ・業務報告書

国際税務に関する対応スケジュール、助言・支援業務及び打ち合わせにかかる資料、電話・Eメールによる相談対応記録を添付すること。

### (2) 仕様及び納品部数

- ・A4（もしくはA3）サイズ冊子（長辺2か所ホチキス止め）3部
- ・電子データ（PDF様式及びWord、Excel、PowerPointにより編集可能な様式）をCD-R等の電子媒体に保存し1部

### (3) 納品期限

2023年3月31日（金）

### (4) 納品場所

名古屋市中区三の丸三丁目2番1号（愛知県東大手庁舎4階）  
公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会 経営企画課  
経営グループ

## 6 契約方法

1時間あたりの単価契約（上限300時間）

- ・職位ごとの単価設定は可とする。
- ・乙は本業務に要した時間を記録することとし、対面打ち合わせの際に、報告すること。また、甲の求めに応じ、都度開示すること。
- ・契約期間終了後、本業務に要した時間（上限時間以内）に職位ごとの単価を乗じた額を支払うものとする。

## 7 契約期間

契約締結の日から2023年3月31日（金）

## 8 留意事項

- (1) 乙は、提案した事項について、甲の指示がない限り、提案したとおり実施すること。
- (2) 乙は、委託事業の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に甲と連絡調整を行うこと。
- (3) 乙は、事業の実施・運営に際し、甲や業務を遂行するに当たり関係する機関との連携・調整を行うこと。
- (4) 業務内容を変更する必要がある場合は、甲と乙が協議の上、適切に対応すること。
- (5) 本事業で発生する各種資料の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を甲に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切を乙の責任において処理すること。
- (6) 乙は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を、甲の許可なく他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする。）。
- (7) 本事業の実施に当たり、疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、定めることとする。